

「災害時等の応援に関する申し合わせ」

## 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と亀岡市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

### （目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

### （応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 亀岡市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 亀岡市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

### （応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

### （リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

### （緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

( 緊急災害対策派遣隊の受け入れ )

第 7 条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料( 図面等 ) について、提供の協力をするものとする。

( 緊急災害対策派遣隊の報告 )

第 8 条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

( 平素の協力 )

第 9 条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

( その他 )

第 10 条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成 2 8 年 4 月 1 5 日

甲 近畿地方整備局長 山 田 邦 博

乙 亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕